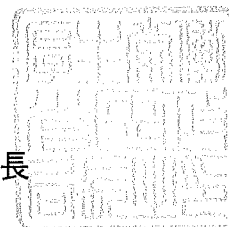


医政発0827第7号

平成25年8月27日

公益社団法人 全日本病院協会長 殿

厚生労働省医政局長



医師等資格確認検索システムの拡充について

標記について、別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、貴職におかれても御了知いただくとともに、貴管下会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

【照会先】

医政局医事課試験免許室
免許登録係 外谷、伊藤
(代表電話) 03(5253)1111(2576、2577)
(直通電話) 03(3595)2204



医政発 0827 第 6 号
平成 25 年 8 月 27 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

医師等資格確認検索システムの拡充について

無資格者による医業及び歯科医業を防止するため、「無資格者による医業及び歯科医業の防止について」(昭和 47 年 1 月 19 日医発第 76 号厚生省医務局長通知)、「免許証の不正防止について」(昭和 53 年 3 月 20 日医発第 289 号厚生省医務局長通知)及び「医師等の資格確認について」(昭和 60 年 10 月 9 日健政発第 676 号厚生省健康政策局長通知)により、本人確認(戸籍の写し等)及び資格確認(免許証原本)を行うよう医療機関に対する指導をお願いしてきたところです。

しかしながら、依然としてなりすまし医師による医療行為や管理の問題が散見されることから、当省ホームページに設けている医師・歯科医師の資格確認を行うための「医師等資格確認検索システム」について、より厳格な確認が可能となる機能を追加しました。

これまでのシステムは、検索対象者の氏名と性別を入力すると氏名と登録年が表示されるものでしたが、新たに医療機関向けの検索画面を別に設け、氏名、生年月日、性別、登録番号及び登録年月日を全て入力して検索することにより該当者の有無を表示するようにしました。これにより免許証の真偽を厳格に確認することが出来ます。

つきましては、これまでの本人確認及び免許証原本での資格確認に併せ、本システムも活用し、より適正な資格確認を行うよう、貴管下医療機関に対し周知方よろしく願います。

なお、別添のポスター(医療機関の人事担当者の方にお知らせ)を作成しましたので周知に際しご活用ください。

(厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000017449.html>))にも掲載しています。)

【照会先】

医政局医事課試験免許室
免許登録係 外谷、伊藤
(代表電話) 03(5253)1111(2576、2577)
(直通電話) 03(3595)2204

医療機関の人事担当の方にお知らせ

医師・歯科医師の免許証を厚生労働省のホームページで確認できるようになりました。

免許証原本による資格確認とあわせて
ご活用ください。

このシステムは医師・歯科医師の資格確認作業を補完するためのものです。

必ず資格確認は免許証原本で行ない、戸籍の写しや運転免許証などで本人確認をしてください。

医師等資格確認検索システム

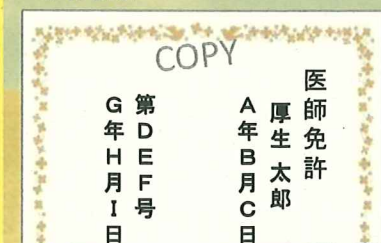
検索

<http://licenseif.mhlw.go.jp/search/index.jsp>

- 新しいシステムでは、医師の氏名と生年月日、性別、医籍登録番号、医籍登録年月日のすべてを入力して検索するため、免許証の真偽を確認できます。
- 検索結果は、該当者の有無のみを表示します。

医療機関向け検索システム

例えば・・・



病院事務

採用予定の厚生先生から原本提示の前にコピーを提出してもらったわ。

医師等資格確認検索

検索条件(※)を入力し、検索ボタンを押してください。
(※)この検索の方は、主に医籍がご利用上の注意)を参照してください。

職種	<input checked="" type="radio"/> 医師 <input type="radio"/> 歯科医師
性別	<input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
氏名	厚生 太郎 (漢字名 氏名) (英 ALBERT CORRECTOR)
生年月日	昭和・ A 年 B 月 C 日
登録番号	第 D E F 号
登録年月日	平成・ G 年 H 月 I 日

検索 クリア トップ画面へ

氏名、性別、生年月日、登録番号、登録年月日を全て入力して

検索

ここに該当の有無を表示

検索結果

検索結果	備考
検索条件が者名簿に登録されています	○

戻る トップ画面へ

該当の有無が表示されます。

最終的には免許証原本で資格確認してください。

※ 2年に1度実施される医師調査・歯科医師調査において、調査票を提出した人が検索対象です。
医師、歯科医師の名簿に登録されていても、調査票を提出していない人は表示されません。

Photo by (c)Tomo.Yun (<http://www.yunphoto.net>)
illustration わんぱぐ (<http://www.wanpug.com/>)